

理容師及び美容師の養成のあり方等の見直しに係る中間とりまとめ

令和7年5月28日

第1 はじめに

理容師法（昭和 22 年法律第 234 号）において、理容師とは理容を業とする者、美容師法（昭和 32 年法律第 163 号）において、美容師とは美容を業とする者をいう。理容師及び美容師の国家資格を取得するには、理容師法及び美容師法に基づき都道府県知事の指定した理容師養成施設及び美容師養成施設（以下「養成施設」という。）において、昼間課程及び夜間課程は 2 年以上、通信課程は 3 年以上、理容師及び美容師になるのに必要な知識及び技能を修得し、理容師試験及び美容師試験に合格する必要がある。

理容師制度及び美容師制度については、社会情勢の変化や科学技術の進歩等を踏まえ、これまで累次にわたり見直しが行われてきたところであり、平成 29 年の制度改正では、理容師又は美容師のいずれか一方の資格を持った者が他方の資格を取得しやすくするための教科課程（以下「修得者課程」という。）の創設などの見直しが行われた。

理容師制度及び美容師制度のあり方等について幅広く審議することを目的として、令和 6 年 6 月に厚生科学審議会生活衛生適正化分科会の下に設置された理容師・美容師専門委員会（以下「本専門委員会」という。）では、平成 29 年の制度改正から一定期間が経過したことや、「国家戦略特区において取り組む規制・制度改革事項等について」（令和 6 年 6 月 4 日国家戦略特別区域諮問会議（第 63 回））¹等を受け、時代のニーズに沿った理容師及び美容師の養成制度のあり方について、当面、重点的に検討を行うこととした。

これまで関係団体のヒアリングを含めて 5 回にわたり議論を行い、今般、一定の方向性が得られた点について早期に実現に向けて取組を推進する観点から、これまでの検討内容について整理し、中間とりまとめを行った。

第2 理容師及び美容師の養成のあり方等の見直しについて

I 検討にあたっての視点

理容業及び美容業は、国民生活に欠かせないサービスであり、今後とも、高

¹ 「国家戦略特区において取り組む規制・制度改革事項等について」（令和 6 年 6 月 4 日国家戦略特別区域諮問会議（第 63 回））＜抜粋＞

1. 新たに講ずべき具体的な施策

(1) 地域・社会課題の解決に向けた規制・制度改革に係る提案募集に関する規制・制度改革事項

(2) 「金融・資産運用特区」関連の規制・制度改革事項

(3) (1) 及び (2) 以外の規制・制度改革事項

③理容師制度における養成方法の検討

・理容師の担い手確保、高度化・多様化する消費者ニーズに沿ったサービスの提供による理容業界の活性化等の観点から、理容師養成制度における修学の在り方について、広く関係者の意見を聴取する検討の場において、2024 年度中に具体的な検討を行う。

<https://www.chisou.go.jp/tiiki/kokusentoc/dai63/shiryous3.pdf>

度化・多様化する消費者ニーズに対応したサービスを提供できる理容師及び美容師を養成・確保していく必要がある。

他方、今後、生産年齢人口が急速に減少し、様々な産業分野で人材確保が大きな課題となる中で、理容業及び美容業を、将来にわたって若者にとって魅力的な職業とするとともに、理容師及び美容師の養成制度について、少子高齢化の進展や近年の離職動向²にも留意しつつ、人材の確保・定着に資する仕組みとしていくことがより一層重要となっている。

本専門委員会では、これらの課題を踏まえ、今後の理容師及び美容師の養成制度のあり方に関し、検討の視点及び論点項目を下記のとおり整理しつつ、各論点項目に係る見直しの方向性について議論を行った。

検討の視点	論点項目
①消費者ニーズの高度化・多様化に対応した養成カリキュラムの推進 ・コアとなる基礎知識・技術の習得をベースとしつつ、幅広い理容・美容サービスの学習機会確保	1. 必修課目と選択課目の履修内容について【検討の視点①②関連】 2. 養成施設における実習のあり方について【検討の視点①②関連】
②「養成施設の教育」から「理容所・美容所への就業」の円滑な移行の推進 ・理美容業界でのミスマッチによる離職防止、人材定着の推進	3. 養成段階と就職後の人材育成の連携・接続について【検討の視点②関連】
③社会環境の変化に対応した、養成施設の運営の安定化の推進 ・人口減少下においても、将来にわたり全国で有能な人材を安定的に輩出する方策 ・ICT 技術の発展等を踏まえた効率的・効果的な履修方法の活用促進	4. 同時授業の特例の取扱いについて 5. 遠隔授業の実施について
④平成 29 年の制度改正に関連した課題への適切な対応 ・新設した修得者課程との均衡 等	6. 通信課程における面接授業の特例の取扱いについて（平成 29 年の制度改正関連）

² 「新規短大等卒就職者の産業別離職状況（令和3年3月卒）」（厚生労働省人材開発統括官若年者・キャリア形成支援担当参事官室）によると、3年目までの離職者の割合について、「全産業」の45%に対し、理容業及び美容業を含む「生活関連サービス業、娯楽業」は62%となっている。

「理容師・美容師の養成施設卒業後の離職状況」（公益社団法人理容美容教育センター：令和6年8月調査）によると、3年以内に理容所及び美容所を退職した者の割合は40.9%で、このうち、他の理容所及び美容所に転職した割合は46.4%となっている。

「美容サロン就業実態調査（2024年）」（リクルート ホットペッパービューティー）によると、初職が美容師の就業期間について3年未満が36.7%となっており、初職が美容師の転職先について美容師が55.4%、美容関連以外の職業が27.9%となっている。

Ⅱ 各論点項目における検討内容について

1. 必修課目と選択課目の履修内容について

(1) 制度の現状

養成施設における教科課程は必修課目及び選択課目で構成されている。

必修課目については、関係法規・制度、衛生管理、保健、香粧品化学、文化論、理容（美容）技術理論、運営管理、理容（美容）実習の8課目で構成され、理容師又は美容師になるのに必要な知識及び技能を修得する課目とされている。

選択課目については、幅広い教養を身に付け、人間性豊かな人格の形成や保健衛生に携わる専門的技術者としての自覚をかん養するものとして、「理容師養成施設の教科課程の基準の運用について」（平成27年3月31日健発第0331第17号厚生労働省健康局長通知。平成29年3月31日一部改正）及び「美容師養成施設の教科課程の基準の運用について」（平成27年3月31日健発第0331第18号厚生労働省健康局長通知。平成29年3月31日一部改正）

（以下「教科課程の基準の運用」という。）に示す課目の例を参考に、養成施設において独自に設定する課目とされている。

(2) 見直しの方向性

理容師及び美容師の養成に当たって必須となる知識及び技能の修得を図る必修課目の履修を中核としつつ、多様な消費者ニーズを踏まえ、各養成施設において、選択課目を柔軟に設定・活用し、特色ある教育を促進することが重要である。

このため、将来、理容業及び美容業に従事するに当たり、習得すべき実践的内容への重点化を促進する観点から、「教科課程の基準の運用」で例示されている選択課目に関して、以下の見直しを令和8年度からの実施を目途に検討すべきである。

- ① 卒業後の理容業界・美容業界への定着を促進する観点から、必修科目の「運営管理」での接客等に関する教育に加えて、早期から自身のキャリアデザインを促すためのキャリア指導や就職活動、就業に必要な接客マナーや苦情処理など消費者対応に関する教育を実施する課目の設定が可能であることを明示。
- ② 一般教養課目群の「社会福祉」において、高齢化の進展等による社会情勢の変化も踏まえた知識の向上を図るとともに、様々な客層に対応できる人材を養成する観点から、理容所及び美容所における高齢者や障害者の接客対応、外出が困難な高齢者等に対する出張理容及び出張美容などに係る教育内容の充実。

2. 養成施設における実習のあり方について

(1) 制度の現状

「教科課程の基準の運用」においては、養成施設内での実習を原則としつつ、実地に役立つバランスの取れた理容技術又は美容技術を身に付けさせるとともに、実務経験を通じて、専門職業人としての自覚を促す観点から、必修課目の理容実習又は美容実習において、生徒の技術習熟状況に応じ、養成施設が作成した実施計画に基づく教育課程の一環として、管理理容師又は管理美容師を配置する理容所又は美容所において、理容所又は美容所に従事する理容師又は美容師の適切な指導監督の下、理容行為又は美容行為及びその附随する作業（以下「実務実習」という。）を行うことが望ましいとされている。

実務実習の開始時期は、入所後概ね6か月経過後とされており、実務実習を行う場合は、年間60時間（通信課程の生徒のうち理容所又は美容所に常勤で従事している者である生徒に対しては20時間）を超えない範囲で実施する必要がある。

また、実務実習を実施する上での留意事項に準ずることを条件に、選択課目（専門教育課目）において校外実習を行うことも可能とされており、校外実習は、教科課目の区分ごとに養成施設が定める単位数（授業時間数）の5分の1を超えない範囲で行うこととされている。

(2) 見直しの方向性

消費者ニーズが高度化・多様化する中、就業後のミスマッチ防止や人材の定着促進の観点から、養成段階において現場で求められる技術や就業態度等を学ぶ機会の必要性及び重要性は増していると考えられる。

このため、各養成施設において、まずは選択課目の枠組みを柔軟に活用しながら、こうしたニーズに対応した教育を推進することが期待される。

また、これまでに「職業実践専門課程」³の認定を受けた養成施設が全体の約4割に達するなど、近年、各地域において理美容業界との連携体制の下で授業科目等の編成や実習等を実施する取組も一定程度広がりを見せており、こうした状況にも留意しつつ、以下の見直しを進める必要がある。

① 共通事項（必修課目・選択課目）について

「教科課程の基準の運用」に示す一定の条件の下で理容行為又は美容行為を行うことが可能であることを含め、実務実習及び校外実習の積極的な活

³ 専修学校の専門課程であって、職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成することを目的として専攻分野における実務に関する知識、技術及び技能について組織的な教育を行う課程として、文部科学大臣が認定する制度。平成26年度から制度開始。

用を速やかに周知するべきである。

② 選択課目（一般教養課目）について

選択課目（一般教養課目）において、福祉施設や地域におけるボランティア活動などの機会を更に活用することを速やかに周知するべきである。

③ 選択課目（専門教育課目）について

実習は養成施設内での実施を原則とすることは、選択課目においても同様であるが、養成施設における特色ある教育の一環として、現場で求められる技術や態度等を重点的に学ぶ機会を提供する選択課目（専門教育課目）の設定を弾力的に行うことができるよう、校外実習の単位数（授業時間数）の上限のあり方について、「教科課目の区分ごと」に5分の1を超えない範囲から、「選択課目（専門教育課目）全体」で合計が5分の1を超えない範囲への見直しを令和8年度からの実施を目途に検討するべきである。

④ 必修課目（実務実習）について

実務実習について、理容師又は美容師の養成の骨格となる必修課目（理容実習又は美容実習）の一部としての位置づけを十分に踏まえつつ、養成施設の判断において、実践的能力等の習得に向けた多様な学習機会を確保するための工夫として、地域の理容所又は美容所との連携の下、現行の上限時間を超えて実務実習を行うことを可能とすることが考えられる。

なお、上限時間の見直しに当たっては、必修課目の一部としての位置づけに照らし、実務実習の受入先となる理容所又は美容所によって、生徒の習得内容に隔たりが生じないように、実務実習の質の確保に向けた環境整備の方策も併せて、引き続き検討を進めるべきである。

3. 養成段階と就職後の人材育成の連携・接続について

（1）制度の現状

「美容師の養成のあり方に関する検討会」⁴でとりまとめた「美容師養成の改善に関する当面の方針」に係る令和5年度以降の対応（令和5年7月4日）⁵に基づき、養成段階と就業後の人材育成の連携・接続が円滑かつ効果的になされるよう、令和5年度から毎年度、厚生労働省から都道府県を通じて美容師養成施設における教育状況等に関する調査を行い、公表することとされている。令和5年度調査結果⁶については、令和6年9月に厚生労働省ホームページで公表し、都道府県や美容師養成施設、美容所に周知を行った。

令和6年度は、調査対象に理容師養成施設も加え、養成施設の教育状況等

⁴ 美容師の養成のあり方に関する検討会

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/biyoushihou-kentoukai_00004.html

⁵ 「美容師養成の改善に関する当面の方針」に係る令和5年度以降の対応（令和5年7月4日）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001117223.pdf>

⁶ 美容師養成施設の教育状況等に関する令和5年度調査結果について（令和6年9月20日）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/001403716.pdf>

に関する調査を行ったところであり、今後、厚生労働省ホームページで公表し、都道府県や養成施設、理容所及び美容所に周知を行うこととしている。

（２）見直しの方向性

養成段階と就業後の人材育成の連携・接続が円滑かつ効果的になされるよう、上記の実態調査により、引き続き、養成施設の教育状況等を把握し、都道府県や養成施設、理容所及び美容所に周知するべきである。

また、理容所及び美容所における入職後の人材育成の取組推進の重要性について、関係団体の協力を得ながら、速やかに周知するべきである。

４．同時授業の特例の取扱いについて

（１）制度の現状

理容師養成施設と美容師養成施設では、理容師法又は美容師法等の関係法令に基づき、それぞれ必要な施設、教室、教員等を確保した上で、別々に授業を行うことが想定されている。

しかしながら、近年の理容師試験及び美容師試験の受験者数の減少や理容師養成施設の休止・廃止などを踏まえ、理容師養成施設の運営の安定化の観点から、平成 22 年 1 月に同時授業の特例が創設された。

設立者を同じくする理容師養成施設及び美容師養成施設（以下「併設校」という。）においては、理容師養成施設の入所者数が一定数を下回る場合、理容師養成課程及び美容師養成課程の生徒は、いずれの養成施設にも勤務する教員から、同時に授業を受けることが可能となった。

実施要件は、特例の創設時には、理容師養成施設の入所者数が「前年及び前々年の入所者数がいずれも 15 人未満」とされ、平成 28 年 5 月に「前年又は前々年のいずれか一方の年において 15 人未満であり、かつ、他方の年において 20 人未満」に緩和された。

令和 6 年 12 月に厚生労働省が都道府県を対象に行った調査によると、令和 3 年度から令和 5 年度の併設校において、理容師養成施設の入所者数が上記の同時授業の実施要件に合致しない割合は 3 割程度⁷であった。

なお、令和 6 年 4 月 1 日時点で、理容師養成施設単独校は 22 施設（平成 28 年度比▲10 校）、併設校は 78 施設（平成 28 年度比＋4 校）となっており、併設校は同時授業の実施要件を緩和した平成 28 年度から微増であるが、理容師養成施設単独校は大きく減少している。

（２）見直しの方向性

将来にわたって地域に理容業及び美容業に必要な人材を輩出できるよう、

⁷ 令和 3 年度及び令和 4 年度の昼間課程では 28%（20/71 施設）、通信課程では 29%（19/66 施設）、令和 4 年度及び令和 5 年度の昼間課程では 30%（22/72 施設）、通信課程では 33%（21/64 施設）

急速な少子化の進行や教員確保難への早急な対応として、同時授業の実施要件の更なる緩和を検討すべきである。

5. 遠隔授業の取扱いについて

(1) 制度の現状

養成施設における授業の方法として、これまで厚生労働省から、養成施設における遠隔授業の取扱いを個別に示した通知等は示されていないが、養成施設の多くは専修学校であり、専修学校については、専修学校設置基準（昭和 51 年文部省令第 2 号）や「専修学校設置基準第 12 条第 1 項の規定に基づき、専修学校が履修させることができる授業について定める件」（平成 18 年文部科学省告示第 24 号）等において、一定の要件の下で遠隔授業を行うことが可能とされている。

(2) 見直しの方向性

近年の情報通信技術の発展等を踏まえ、対面授業に相当する教育効果を維持しつつ、養成施設や生徒が多様な履修方法を選択することができるよう、実習を主たる要素とする理容師養成課程及び美容師養成課程の性格等を勘案した上で、速やかに養成施設における遠隔授業の取扱いや運用を明確化すべきである。

6. 通信課程における面接授業の特例の取扱いについて

(1) 制度の現状

通信課程における授業方法は、「理容師養成施設の通信課程における授業方法等の基準」（平成 20 年厚生労働省告示第 42 号）及び「美容師養成施設の通信課程における授業方法等の基準」（平成 20 年厚生労働省告示第 47 号）（以下「基準告示」という。）において、通信授業（教材を送付又は指定し、主としてこれにより学習させる授業）及び面接授業（養成施設における講義、演習、実験又は実技による授業）の併用により実施することとされている。

このうち、面接授業については、120 単位以上（600 時間以上）の履修が必要とされているが、基準告示において、理容所又は美容所に常勤で補助的な作業に従事している者である生徒（以下「常勤従事者」という。）については、60 単位以上（300 時間以上）の履修で足りるとする特例が規定されている。

本特例については、基準告示の運用を示した「理容師養成施設の通信課程における授業方法等の基準の運用について」（平成 27 年 3 月 31 日健発 0331 第 15 号厚生労働省健康局長通知。平成 29 年 7 月 10 日一部改正）及び「美容師養成施設の通信課程における授業方法等の基準の運用について」（平成 27 年 3 月 31 日健発 0331 第 16 号厚生労働省健康局長通知。平成 29 年 7 月 10 日一部改正）（以下「通信課程における授業方法等の基準の運用」という。）にお

いて、平成 39 年度（令和 9 年度）までに一般の生徒と同基準に見直すことが示されている。

（２）見直しの方向性

通信課程の修得者課程や他の養成課程（昼間・夜間）における実習の単位数（時間数）との均衡を踏まえた場合、本特例の見直しそのものは必要と考えられるが、本専門委員会における議論では、現状では本特例の見直しに係る周知が十分に行われているとは言えないことや、見直しの内容等について、養成施設、通信課程の生徒及び当該生徒が常勤で補助的作業に従事している理容所及び美容所などの現場の負担等を十分に考慮する必要性が指摘された。

このため、本特例の対象となる理容所及び美容所での常勤従事者の就業実態等を把握した上で、履修内容の減免の妥当性等について評価・検討を行い、その結果を踏まえ、今後、常勤従事者が通信課程において履修すべき適切な単位数（時間数）の設定を行うべきである。

なお、上記の評価・検討プロセスには一定の期間を要すると考えられることから、当該期間に応じて「通信課程における授業方法等の基準の運用」に示す本特例の適用期限（令和 8 年度末）を延長した上で、評価・検討プロセス後の本特例の見直し方針について、関係者に十分な周知を図った上で施行すべきである。

第 3 おわりに

理容業及び美容業は、国民の日常生活に身近で欠かすことのできない営業であり、これまでも理容師及び美容師の養成制度に関する見直しは、適時適切に行われたところであるが、近年の消費者ニーズの多様化や技術の高度化などへ対応できる理容師及び美容師を養成することが求められている。

このような中、消費者の多様なニーズに応えつつ、衛生面、安全面に十分配慮した見直しを行うことは、国民生活に必要な理容業及び美容業全体の振興を図ることとなり、その結果、より一層の国民生活の質の向上を図ることが可能となるものとする。

厚生労働省においては、本中間とりまとめを踏まえ、関係制度の見直しを含めた必要な措置を講じ、次代の理容師及び美容師の人材育成に一層尽力されることを期待する。

また、本専門委員会においては、今後、本中間とりまとめを踏まえた取組の進捗の確認を随時行うとともに、更なる検討が必要と整理した課題については、引き続き、今後の見直しの方向性を明確にする観点で必要な議論を行っていく。

なお、本専門委員会では、これまで 5 回にわたり、理容師及び美容師の養成制度を重点的な検討対象としてきたが、議論の中で、消費者ニーズの変化や少子

高齢化の進展等を踏まえ、今後の理容業及び美容業の諸課題について検討する必要性を指摘する意見があった点に留意が必要である。

(別紙1) 厚生科学審議会生活衛生適正化分科会理容師・美容師専門委員会委員名簿(五十音順)

遠藤 弘良	公益財団法人理容師美容師試験研修センター理事長
大森 利夫	全国理容生活衛生同業組合連合会理事長
谷本 穎昭	公益社団法人日本理容美容教育センター理事長
内藤 由紀子	北里大学医療衛生学部教授
○ 芳賀 康浩	青山学院大学経営学部教授
藤田 由紀子	学習院大学法学部政治学科教授
藤原 國明	全日本美容業生活衛生同業組合連合会理事長
増田 悦子	公益社団法人全国消費生活相談員協会理事長
松野 玲子	生活協同組合パルシステム東京理事長
宮崎 孝治	江戸川大学学長

○は委員長

(別紙2) 専門委員会の開催状況

- | | | |
|-----|-------------|---|
| 第1回 | 令和6年 6月18日 | 1. 理容師・美容師専門委員会の設置・運営等について
2. 理容師制度及び美容師制度を巡る現状と動向について
3. 当面のスケジュール(案)について |
| 第2回 | 令和6年 9月12日 | 1. 検討に当たっての主な論点(案)
2. 美容師養成施設の教育状況等に関する令和5年度調査結果の報告
3. 関係団体からの意見聴取①
(一般社団法人日本ビューティー創生本部) |
| 第3回 | 令和6年 12月25日 | 1. 関係団体からの意見聴取②
(国際理容美容専門学校、岩手理容美容専門学校) |
| 第4回 | 令和7年 2月28日 | 1. 理容師・美容師の養成のあり方に関する今後の検討に向けた整理(案)について |
| 第5回 | 令和7年 4月24日 | 1. 理容師・美容師の養成のあり方等の見直しに係る中間とりまとめ(案)について |